

第1章 計画策定にあたって

1 策定の目的

わが国の出生数は、年々減少し続けています。戦後の第一次ベビーブーム（昭和22～24年）には毎年約260万人の子どもが生まれていましたが、平成20年現在では約109万人となっています。また、女性が一生の間に出産する子どもの数を表した合計特殊出生率の推移をみると、昭和22年には4.54であったものが、平成20年には1.37となっています。全国的に進む少子高齢化の中においても奈良市（以下「本市」という。）はこの傾向が顕著です。この少子化の事態は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性が育ちにくくなるという問題を生じさせ、社会経済全体への様々な影響が懸念されています。

わが国の少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、緊急保育対策等5か年事業」の策定、平成11年12月に「少子化対策推進基本方針」、新エンゼルプラン」など、様々な対策を実施してきました。平成14年9月には、「子育てと仕事の両立支援」を中心とした従来の取り組みから「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代育成支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱として、「少子化対策プラスワン」が示され、これを踏まえ少子化対策推進関係閣僚会議において「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が示されました。さらに、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」、続いて児童福祉法が改正され、今後10年間における集中的な取り組みが全国一斉に進められることとなり、本市においては、「奈良市児童育成計画」を引き継ぎ、平成17年3月に、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期）」（以下「前期行動計画」という。）を策定しました。

その後、国においては、現状のままでは一層少子高齢化が進行するものとし、平成19年12月に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠であるとしました。さらに、平成20年2月には、「希望するすべての人

* 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間は何人子どもを生むかを示す時に使われる出生率で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値。この数値が、おおむね2.08を下回ると、将来、人口が減少すると言われている。

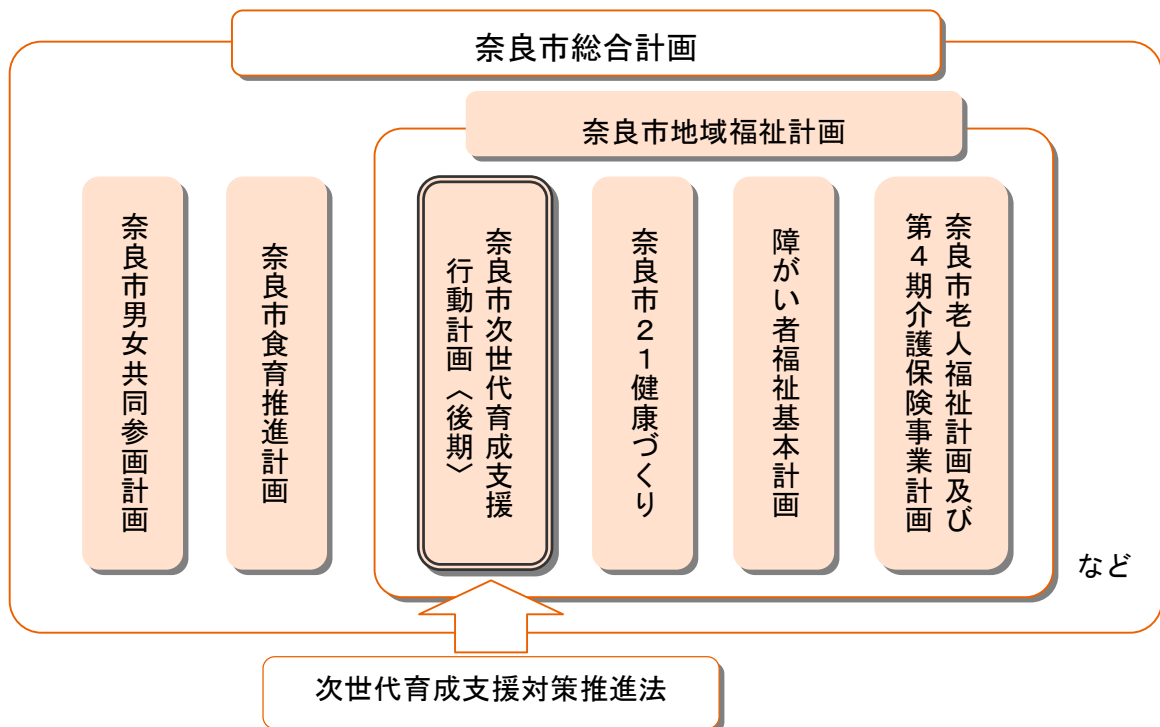
が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開し、現在働いていない幼い子どもがいる母親の就労希望を実現するための抜本的なサービス基盤の拡充に向けた取り組みを示しました。

こうした流れを受け、本市においても前期行動計画の策定以降も、少子高齢化などの社会情勢の変化に対応し、時代に即した子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していくため、目標年度の間年間にこれまでの前期行動計画の取り組みを見直し、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期）」（以下「後期行動計画」という。）を新たに策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の第8条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけます。国より示された「行動計画策定指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、奈良市総合計画や地域福祉計画を上位計画とし、関連の分野別計画との整合、連携を図ります。



3 計画の対象

本計画は、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とします。なお、「子ども」とは、児童福祉法に基づく「満 18 歳未満」としますが、主な施策の対象は、義務教育終了前の児童を中心としています。

4 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」では、自治体は平成 17 年度から 5 年を 1 期とした行動計画を定めるものとしています。本計画は、5 年ごとに策定するものとされていることから、2 回目に策定される行動計画（後期計画）であり、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とします。

H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
第3次総合計画(H13~H22 年度)									
前期行動計画(H17~H21 年度)						第4次総合計画(H23~H32 年度)			
				見直し	後期行動計画(H22~H26 年度)				

5 計画の策定体制

5-1 奈良市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施

次世代育成支援対策に関する基礎資料を得るため、「奈良市次世代育成支援に関するニーズ調査」(以下「アンケート調査」という。)を実施し、子育ての実態や意見、要望の把握を行いました。

調査対象

市内の就学前児童(0～5歳)の保護者から2,381人、就学児童(1～6年生)の保護者から2,449人、合計4,830人を無作為に抽出しました。

調査期間・方法

平成20年11月21日に発送し、平成20年12月9日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

回収状況

保護者	調査対象数	有効回収数	回収率
就学前児童(0～5歳)	2,381	1,148	48.2%
就学児童(1～6年生)	2,449	1,251	51.1%
合計	4,830	2,399	49.7%

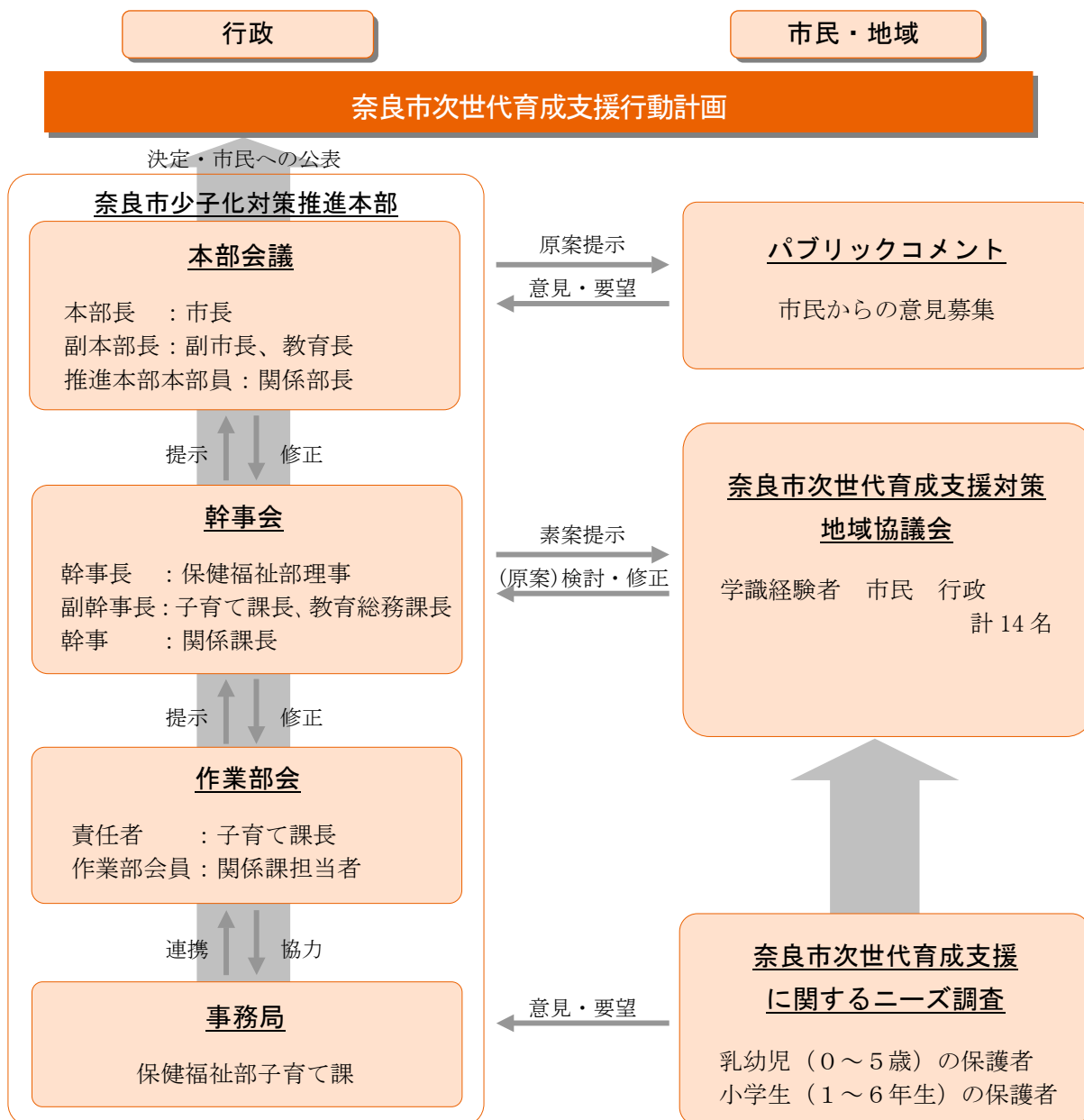
5-2 「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」の設置

前期計画については、行政関係機関や市民、学識経験者等で構成する「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきました。後期計画策定にあたり、この「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」からご意見をいただきました。

5-3 行政機関の体制の整備

次世代育成支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、「奈良市少子化対策推進本部」を活用し、関係各課の実務担当者との協力、連携を図りながら、全庁的な体制のもとで計画策定を進めました。

後期行動計画の策定体制



6 前期行動計画の経緯

本計画策定は、国より示されている行動計画策定指針、後期行動計画策定の手引き等を勘案し、策定しました。

また、「奈良市次世代育成支援行動計画」は、平成17年度から前期計画として取り組んできました。その取り組み内容や現状・課題を検証した上で、本市の特性を踏まえた計画を策定し、後期計画へと移行します。

①前期計画の策定背景及び国の動向

②前期計画（平成17～21年度）

基本理念 「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」

基本方針1. 子ども一人ひとりの最善の利益を優先する

基本方針2. 子どもとふれあう体験を通じて、おとなも豊かになれるまちをめざす

基本目標1 子どもを安心して楽しく育てられるまち

基本目標3 地域で子どもや子育てを支援するまち
基本目標4 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち

基本目標2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち

③前期計画の検証

次世代育成支援に関する ニーズ調査

就学前児童・就学児童の保護者を対象とし、市民の子育てに関する意見・要望を把握する

地域協議会から の意見

奈良市次世代育成支援全般に関わる視点と各委員が関わる分野の視点からの意見

所管課による事業進捗調査

- 平成17～20年度事業の評価
- 平成21年度の実施見込み
- 新規事業

子どもや親を取り巻く現状・課題

④後期計画の策定（前期計画の見直し）

計画の体系に基づく現状・課題、方向性

平成26年度までの具体的事業の行動計画

- 新たな課題に基づく既存事業の見直し
- 新規事業の位置づけ

特定事業の目標事業量の設定

*国に対して目標事業量の数値報告が義務付けされている事業

⑤奈良市次世代育成支援行動計画（後期）（平成22～26年度）